

(写)

感推第232号  
令和3年5月24日

各市町村ワクチン接種担当部長 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者向け優先接種における余剰ワクチンの考え方について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制の構築に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年5月20日に開催したワクチン接種に関する市町村長・医療関係者との意見交換会を踏まえ、高齢者向け優先接種における余剰ワクチンの考え方について、以下のとおり県の考え方を整理しましたので、貴市町村におけるワクチン接種体制構築の参考としていただくようお願いします。

記

- 1 新型コロナウイルスワクチンの有効活用の観点から、当日キャンセル等により余剰が発生するケースにおいて、どのように対応するか接種市町村においてあらかじめ定めておく必要がある。
- 2 その際、余剰分のワクチンを以下のような方々に接種することが考えられる。
  - ・ キャンセル待ちの高齢者
  - ・ 社会福祉施設等の入所者・利用者及び従事者  
(通所介護、短期入所生活介護、障害者支援施設 等)
  - ・ 医療従事者のうち未接種の者  
(新規採用された医師や看護師、救急隊員、宿泊療養施設等へ患者移送を行う者 等)
  - ・ 学校及び幼稚園の教職員、保育士 等
  - ・ 医学部生、看護学生 等
  - ・ ワクチン接種の業務に携わる職員 など
- 3 住民の理解が得られるよう、これらの例を参考として、あらかじめ対応方法を定めておくこと。なお、既に独自の対応を定めている場合も含め、その内容を公表しておくことが望ましい。

感染症対策推進課ワクチン接種対策室 接種推進係	
係長	みえ 弥栄
電話番号	058-272-8206 (直通)